

日之影町告示第55号

令和6年第3回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年8月29日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 変更前 令和6年8月30日  
変更後 令和6年9月 2日
- 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
- 3 変更理由 令和6年台風10号の影響により、30日にかけて土砂災害等の危険性が予想されるため

---

○開会日に応招した議員

久保 優一君	小谷 幸治君
小川 輝久君	甲斐 睦彦君
一水 輝明君	河野 學君
甲斐 徳仁君	高館 英嗣君

---

○9月4日に応招した議員

同上

---

○9月10日に応招した議員

同上

---

○9月19日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和6年 第3回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和6年9月2日（月曜日）

---

議事日程（第1号）

令和6年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告第5号 専決処分事項の報告について（専決第13号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第6 報告第6号 専決処分事項の報告について（専決第14号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第7 報告第7号 専決処分事項の報告について（専決第15号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第8 報告第8号 健全化判断比率の報告について
- 日程第9 報告第9号 資金不足比率の報告について
- 日程第10 報告第10号 監査請求に関する報告について
- 日程第11 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 承認第10号 専決処分事項の承認について（専決第12号）（令和6年度日之影町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第14 議案第41号 日之影町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第42号 日之影町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第43号 日之影町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第17 議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
＜令和5年度施策執行について＞
- 日程第18 認定第1号 令和5年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第21 認定第4号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第7号 令和5年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第8号 令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第45号 令和6年度日之影町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第46号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第47号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第48号 令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第49号 令和6年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 発議第4号 日之影町議会会議規則の一部を改正する規則

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告第5号 専決処分事項の報告について（専決第13号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第6 報告第6号 専決処分事項の報告について（専決第14号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第7 報告第7号 専決処分事項の報告について（専決第15号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第8 報告第8号 健全化判断比率の報告について
- 日程第9 報告第9号 資金不足比率の報告について
- 日程第10 報告第10号 監査請求に関する報告について
- 日程第11 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第4号 教育委員会委員の任命について

- 日程第13 承認第10号 専決処分事項の承認について（専決第12号）（令和6年度日之影町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第14 議案第41号 日之影町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第42号 日之影町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第43号 日之影町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第17 議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
 <令和5年度施策執行について>
- 日程第18 認定第1号 令和5年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第7号 令和5年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第8号 令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第45号 令和6年度日之影町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第46号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第47号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第48号 令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第49号 令和6年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 発議第4号 日之影町議会会議規則の一部を改正する規則

---

出席議員（8名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 久保 優一君 | 2番 小谷 幸治君 |
| 3番 小川 輝久君 | 5番 甲斐 睦彦君 |
| 6番 一水 輝明君 | 7番 河野 學君  |
| 8番 甲斐 徳仁君 | 9番 高舘 英嗣君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	工藤 富士君
地域振興課長	……………	関 雅人君	会計管理者	……………	津隈 富美君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	福川 勝志君
農林振興課長	……………	平川 誠二君	建設課長	……………	春田 直人君
保健センター所長	………	甲斐 康弘君	病院事務長	……………	山田千登世君
教育次長	……………	平川 浩二君	代表監査委員	……………	小林 政隆君

---

午前10時00分開会

○議長（高館 英嗣君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ議会傍聴においていただきまして、誠にありがとうございます。

これから、令和6年第3回日之影町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（高館 英嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、河野學君、8番、甲斐徳仁君を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（高館 英嗣君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの18日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職、指名は、お手元に配布したとおりであります。議長報告については、先に報告書を配布していますので、これを報告といたします。

---

### 日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

8月24日、宮崎市で開催された県消防操法大会へ、総務文教常任委員長小川輝久君を派遣。

8月28日、本町で開催されたひのかげ溪谷まつり実行委員会へ副議長甲斐徳仁君を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上2件であります。

---

### 日程第5. 報告第5号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第5、報告第5号専決処分事項の報告について（専決第13号）（工事請負契約の締結について）報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 傍聴者の方、議会傍聴ありがとうございます。

専決処分事項の報告の前に、このたびの台風10号の対応につきまして、御報告をさせていただきます。

まずは、台風襲来に伴いまして、被災または被害に遭われました皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興、復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、台風10号の予報によりますと、非常に強い勢力を保ち、本町を含む九州への直撃が予想されておりましたので、高い緊張感を持ってその対応に当たってきたところでございます。

そのような中、8月28日に情報連絡本部を設置し、警戒体制を整えました。以後、同日13時に災害警戒本部の設置とともに、高齢者等避難を発令し、町内15か所の避難所を開設したところでございます。

避難所の開設にあたりましては、職員29名の配置とともに、地元消防団との協力体制を築いたところでございますが、ピーク時には128世帯207名の避難がございました。また、非常時の対応のために、女性職員を含む約40名を役場に待機させたところでございます。

以後、8月28日23時30分に災害対策本部を設置しまして、29日朝6時に避難指示を発令、発表される気象庁、県近隣町村の情報を踏まえながら、30日14時30分に避難指示の解除を行ったところでございます。

現在、一部の町道、林道及び農地、農作物の被害を確認しておりますが、引き続き被害調査を行っておりますので、整理が進みましたら改めて報告をさせていただきます。

今後の台風の大型化とともに、突発的な大雨や暴風の傾向はさらに強まっていくものと予想されておりますが、これまでの経験を生かしながら、地域防災計画に基づき迅速な対応とともに、町民の安心安全を念頭に、備えに対する啓発活動、職員の危機意識の向上に努めていきたいと考えております。

それでは、報告第5号専決処分事項（工事請負変更契約の締結）について御報告いたします。

令和5年度4年災第1437号、中崎大吐線道路災害復旧工事は、令和5年9月1日に議会の議決をいただき、契約した工事ではありますが、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による町長の専決処分について」に基づき、町長において工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

変更事項は、アスファルト舗装復旧において、掘削影響範囲が広がったため、舗装面積が増となり、工事請負金額が121万8,952円増加し、9,493万8,952円となったものでございます。

以上で、御報告を終わります。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、報告は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、お尋ねをしたいというふうに思いますが、報告の第5号、6号、関連はあるわけでありませうけれども、今回、第5号のほうにつきましては、先の全員協議会等々でお話は聞いたところであります。

面積増によるということで、121万8,952円ということでありませうけれども、この議案書の中の図面をいただいておりますけれども、仮設足場についても追加というふうな説明がしてありますが、この増額の121万の金額の中に、この足場の費用も当然入っておるんだろうというふうに理解しているんですけれども、金額はちなみにどういうふうな配分になっておりますか。足場のほうは。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） ただいまの御質問について、お答えさせていただきます。

図面に書いてありますように、今回の主な変更としましては、舗装の面積の増及び大型ブロッ

ク施工時の安全確保のための仮設足場の追加となっております。

約121万9,000円の増額に対しまして、仮設足場が35万円、アスファルト舗装の増に伴うものが80万円、その他土工等の変更による増額が6万9,000円となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ただいま、御説明をお受けいたしましたけれども、この報告第5号には、足場というのは提案理由にも議案書にもありますか。6号にはありましたけど。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 提案理由書等につきましては、代表的なものを挙げさせていただいております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 大きい金額のほうを優先したということなのかどうか分かりませんが、次の第6号では足場仮設というのが出ていますよね。

だから、やっぱりこの第5号につきましても、舗装の分、舗装および足場の追加というのがやっぱり必要じゃないでしょうか。じゃないというか分からないです。

この図面で、たまたま赤文字で足場追加というのがありましたので、お尋ねをしたんですよ。次の6号には、しっかりそこは出ているじゃないですか。だから、やっぱり提出する以上はですね、その説明がしっかりないとですよ、分かりにくいなという思いがしますので、今後の検討にさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） はい、おっしゃられるとおり、次の議案につきましては、基本的に足場の追加が変更の増がありましたので、それを記載させていただいております。今回この書類を整理するにあたって、2か所目は足場、じゃあ1か所目、3か所目は足場なかったのかという疑問もあるのかなというところで、図面のほうには記載をさせていただいたところでした。

議員がおっしゃるとおり、記載するのであればきちんと説明文もつけるべきというふうに感じますので、次回からそういったところも気をつけてご説明させていただきたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第5号は終わりました。

## 日程第6. 報告第6号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第6、報告第6号専決処分事項の報告について（専決第14号）（工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第6号専決処分事項（工事請負変更契約の締結）について御報告いたします。

令和5年度4年災第1438号、中崎大吐線道路災害復旧工事は、令和5年9月1日に議会の議決をいただき契約した工事ではありますが、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による町長の専決処分について」に基づき、町長において工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

変更事項は、大型ブロックの施工において、施工に必要な仮設足場を追加したため、工事請負金額が33万558円増加し、1億5,213万558円となったものであります。

以上で、御報告を終わります。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第6号は終わりました。

---

## 日程第7. 報告第7号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第7、報告第7号専決処分事項の報告について（専決第15号）（工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第7号専決処分事項（工事請負変更契約の締結）について御報告いたします。

令和5年度4年災第1439号、中崎大吐線道路災害復旧工事は、令和5年9月1日に議会の議決をいただき契約した工事ではありますが、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による町長の専決処分について」に基づき、町長において工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

変更事項は、大型ブロックの掘削面の崩壊防止のための仮設用モルタル吹付工を追加したため、工事請負金額が759万5,491円増加し、1億3,827万5,491円となったものであり

ます。

以上で、御報告を終わります。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、報告は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、お尋ねしたいというふうに思いますが、変更の理由等につきましては、大型ブロックの崩壊防止ということによるモルタル吹き付けと、やっぱりこういうのは、なかなかやっぱり掘削をしてみないと分からないというのが実情だろうと思うんですよ。やっぱり掘削せんことには、その状況等がなかなか見えないということによる、まあ追加だろうと。崩壊防止ということでもありますので。

そこら辺りは、所管課長としてどんなですか。やっぱりこれは、もう、言うようにやっぱり掘削してみらんことには分からないという状況であるのかどうか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 議員おっしゃられるように、なかなか、掘削をしてみて初めて背面の地質の状況、転石、流水そういった状況というのが分かってくるというのがまあ、大半であります。

もちろん、まだ、大きい災害復旧で地質調査等を行っている場合であれば、その段階である程度地質の状況というのが予測でき、また、そういった対策等を当初からみることもできますが、なかなか災害復旧、限られた時間の中で申請をしていくということであれば、やはりこういったところにつきましては、掘削した状況で対策を検討していくということになります。

もちろん、安全第一で施工していく必要がありますので、施工者の方々と協議をしながら、必要な対策をとっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 分かりました。

ただいまの専決3本、同じ現場でありますよね、全てが。この災害復旧関係。さきの台風10号で、この今の専決3本はほぼ影響はないということで、再確認ですがよろしゅうございますか。今後の調査等がまた必要になるのか、今、現時点で全く2次被害を受けていないというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） この現場につきましては、職員のほうで確認をしております。災害復旧本体自体につきましては、何ら被災の状況は確認されておられません。前後の取り付けの土羽

部分が若干流れているところがあるというふうに聞いておりますが、本体につきましては影響がないというふうに確認しております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 今回の、安全確保のために事業者と協議されたとのことですが、この危険であるということは、事業者のほうから提案、お話があったのか、それとも建設課の判断で、まず初めの取り掛りですね、取り掛かったのかお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 今回は、掘削をしていく中で転石やそういったものが確認されたため、業者さんのほうから相談があって、対策を検討したものであります。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第7号は終わりました。

---

## 日程第8. 報告第8号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第8、報告第8号健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第8号、健全化判断比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度の健全化判断比率を、監査委員の意見書を付けて御報告いたします。

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表す実質赤字比率につきましては、適用される早期健全化基準は15.0%ですが、赤字額はございません。

また、全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率を表す連結実質赤字比率につきましても、適用される早期健全化基準は20.0%ですが、赤字額はございません。

普通会計が負担する元利奨還金及び準元利奨還金等の標準財政規模に対する比率を表す実質公債費比率につきましては、適用される早期健全化基準25.0%に対し、8.5%となっております。

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す将来負担比率につきましては、適用される早期健全化基準は350.0%ですが、将来負担額に対し、充当可能財

源が多いため、比率は算定されません。

以上で、御報告を終わります。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） これは、参考までにお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、過去にこの実質公債費比率、うちの、本町のマックスは、パーセンテージは何ぼぐらいだったですか、一番高いときに。あなたも長いので覚えちよるはずじゃがと言われれば、それまでなんです、あまり記憶がないものですからどれぐらいかなと。どなたか検証されている人がおるかなと思いました。

○議長（高館 英嗣君） 答弁は。総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

年度は、20年前後だったというふうにお聞きをしておりますが、17.9というポイントの時期があったということでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 補足しますが、運動公園やらをだいぶ借金をして作った頃というふうに記憶しています。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第8号は終わりました。

---

### 日程第9. 報告第9号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第9、報告第9号資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 報告第9号資金不足比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度の資金不足比率を監査委員の意見書を付けて御報告いたします。

公営企業の資金不足比率につきましては、適用される経営健全化基準は20.0%であります

が、日之影町国民健康保険病院事業会計、日之影町簡易水道事業特別会計及び日之影町農業集落排水事業特別会計のいずれの公営企業も資金の不足額はございません。

以上で、御報告を終わります。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 健全化に関する法律でありますので、報告の必要があるということで、ただいま3つの特会についての資金不足比率ということで御報告がございましたが、これはいずれにしても本町あたりは、この資金不足比率なんというのはですよ、発生するっちゃうことはあるわけですかね、今の経営方法でいく場合は。そこあたりをちょっとお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

資金不足の比率につきましては、またこの法律に基づき御報告させていただいておりますが、実際これが、不足率が生じる状況はございません。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 総務課長が申し上げたとおりかなというふうに思いますけれども、仮に考えられるとすれば、この3公営企業については、本町のほうで一財からの繰り出しとかを含めながら経営をやっておりますけれども、北海道で夕張市でしたかね、名前出していいのかわかりませんが、あそこが財政再建団体になったときに、多分一財、財源を公営企業に繰り出すなんということは、はなからできなかつたんじゃないかと思っておりますので、そういうときには可能性としては、この何ですかね、資金不足ですか、そういうことが比率が出てくるということが考えられるのかなというふうに、今考えたところでございます。その他については、こういう自治体はないというふうに認識いたしております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 他に質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第9号は終わりました。

---

#### 日程第10、報告第10号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第10、報告第10号監査請求に関する報告について、令和

6年第1回定例会において議決した「監査請求に関する決議について」令和6年6月13日に監査委員より報告書が提出されましたので報告を求めます。代表監査委員小林政隆君。

○代表監査委員（小林 政隆君） 報告第10号監査請求について御報告申し上げます。

令和6年3月27日付、日之影町議会発第461号にて請求がありました日之影町の交際費に関する事項について監査を実施しましたので、その結果を御報告いたします。

監査を求められた事項は、令和5年度町長交際費、教育長交際費、議長交際費の執行についてであり、令和5年12月に行われた催事における公金支出に対する監査請求でありました。

調査を行った事項は、全ての交際費の支出日と支出目的並びに概要と金額についてであります。

調査の結果は、全ての支出が日之影町交際費の支出基準、日之影町慶弔基準に即した支出であり、目的も金額も基準に準じた対応がなされていることを御報告申し上げます。

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 参考までにお聞かせいただきたいんですけども、私自身も、この支出そのものが不当に当たるとは思っているわけではないんですけども、この祝賀会、記念祝賀会にあたって、先方のかかる経費、飲食代、あと何がしかサービスがあった場合と、あとお土産代、それを出席者全員で割った金額はお調べになられたのかお伺いいたします。

○議長（高舘 英嗣君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小林 政隆君） 久保議員の質問に対してですが、私も出席していない、それぞれの話を聞く範囲でどういった流れで行われたかは判断しましたが、そのものの値段を算出して、必要な金額をいくらだったという、そういう判断をしておりますが、日之影町の慶弔規定では代表して1万円お支払いするという、その目的に即していましたので、御報告のとおりでございます。

○議長（高舘 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 慶弔規定に即しているということで、あくまでそこをつくじるといふか、わけではないんですけども、かかる経費と支出が釣り合っていないければ、贈与金額、受け取った金額が多いということになりかねないので、そちらのほうも、ぜひ金額を精査していただきかったかなと思います。

○議長（高舘 英嗣君） 答弁はありますか。代表監査委員。

○代表監査委員（小林 政隆君） おっしゃいますとおり、詳細の金額を見た上で判断すべき、そのとおりではあります、実際にさっき申しましたとおり、その金額が妥当かどうか、そこに入って調査をする、そこまでは考えておりません。

○議長（高舘 英嗣君） 他に質疑は。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、質問、質疑をさせていただきたいと思いますが、先般、監査意見書の報告書を配布をしていただきました。

その中に、それぞれ1から5まで、5の3まで記載がございますけれども、この（5）番の有識者訪問による最終確認という項目がございます、ここでは有識者から調査の結果と監査意見に対する見解を拝聴し、助言等いただきたいと、まあ、いただきながら、監査報告の提出となったと記載しておりますけれども、ちなみにこの有識者はどなたでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小林 政隆君） 監査員事務局、監査をする上でどうしても、町村会監査の事務局があります。そこを頼るといふ、これまでの流れの通りに進めたつもりであります。この議会での監査請求、これに答えること自体、初めての経験でもありましたし、どういった形で報告をするのか、そして私たちが考えている方法で間違いないのか、そういったことについて、いろいろ助言をいただきました。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ここでいう（5）番の有識者というのは、県の町村議会事務局ということで間違いございませんですね。

間違いないということですので、いいわけですが、前局長、現局長と今2名体制でおられるわけでありまして、このお二方にお話を聞いたら、そういう助言はしていないというふうにお答えになりましたが、そこら辺りの整合性を説明をお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小林 政隆君） 私は、ちょっと今驚きながらお伺いしたところですが、助言を求めるというのがですね、提出した資料、その内容がどうだったかは正直確認というか、聞きました。しかし、あくまでも決めたことに対する、それが提案をどういうふうにするのか、話はそこに及びましたので、言えば中身が変わったとか、そういうことではありませんけど、やっぱり頼りにしている以上、いろんなことをお伺いしたなと思っておりますので、見解の違いはそういったところから現れたのかもしれませんが、全てを頼って内容を作り変えたとか、そういったことではございません。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 私どもも、県の町村議会事務局とは常に接点を持っておりまして、いろんな意味で協議なり、相談なり、話なりがあるわけでありまして。確かに訪問する予定、日程等の打ち合わせはありましたけれども、正直申し上げましたら、どういう訪問なのかもすっかり聞いてはいないというふうな説明でありました。

お二方が在庁しておられるときに、お二方からの直接の意見を聞いたわけでありますけれども、異口同音、私たちはその判断、決断に対しては全く助言はしていないという見解でありました。

この報告書の中身からいくと、いただいた助言が時系列に、監査の報告書を作成するための助言であったのか。で、助言としては、これは適正な支出ですよというふうなことを彼たちは言えませんし、私たちはそのことについては全く言及はしておりません、もちろん言える立場でもないというふうなお話でありましたので、何かしらのあのこの報告書と現場の声が乖離したなというふうな思いをしております。

私は、この件については賛否が分かれるんだろうと思うんですよ、正直申し上げまして。ただ、報告書だけで、文書ベースで考えていくと、この人たちの助言をいただいたんですというふうなインパクトが非常に強いという思いをしますので、再確認のために、まあ提案を、いや質疑をしたということになるわけですが、結局、何が言いたいかというのは、この催事がスパンズパンでやられていないことですよ、節目節目ではなかったということでありまして、そこで会費の発生がないということ、で、それがいかなものかということ、後で徴収をされたというふうな話を聞いておりますけれども、やっぱりそういったことを総合的に判断をしていく中に、やっぱり代表としては、先ほど同僚議員がしたように、それが過剰な接待になるのかならないのか、この事業者、特定民間事業者が特別会計関係の仕事の延長であるとするならばですね、やっぱりそこはしっかり検証する、また必要以上の検証は私は必要じゃなかったかな、そういう認識をしておりますが、代表監査委員の更なる意見をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小林 政隆君） 県の監査委員協議会に伺って、いろいろ進めた中では、出来上がったものをお示ししました。そして、初めて、さっきも言いましたように初めて、これを議会の場に、議長に報告、そしてこれをどういうふうに進めていくのか、そのことははっきり言って分からないまま伺って、そのことについての助言をいただきました。その中で、いろいろ作った資料についても、やっぱり話の中では、いろいろ及んだりとかはしましたが、その内容が変わったとか、そういう状況ではございませんでした。

また、この行われました催事自体のそういう飲食であったり、参加者へ提供される全てのものについての監査も必要だったのではないかと御指摘ではありますが、これは日之影町だけではなくて、その催事を行ったところと参加している全ての町であったり、県であったりとか、そういったところを含めての、そういう支出額とかになるかとは思いますが、そこまで踏み込んだ内容での調査までは行いませんでした。

○議長（高館 英嗣君） 関連はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第10号は終わりました。

---

#### 日程第11. 同意第3号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第11、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第3号教育委員会委員の任命についての提案理由を説明いたします。

教育委員会委員であります平野竜寛氏が令和6年9月30日をもって任期満了となります。

つきましては、同氏を引き続き委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。

この採決は、起立によって行います。日程第11、同意第3号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第3号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 同意第4号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第12、同意第4号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第4号教育委員会委員の任命についての提案理由を説明いたします。

教育委員会委員でありました橋本和夫氏の任期満了に伴い、新たに甲斐泰世氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 新たに人事案件ということで、教育委員会の委員の任命ということですが、教育長にお尋ねをしたいと思います。

新たに女性の教育委員が、今回人事案件ですね、提案されておりますけれども、私は非常にいいなというふうに思います。やはり女性が本当に活躍をしていただきたいし、そして現役世代の子育て世代の方なら、なおさらそういう立ち位置でですね、頑張っていたいただきたいなというふうに思いますが、今現在、1人教育委員の女性の方がおられますけれども、その方も非常に同志というわけじゃありませんが、やはり女性が増えることによる安堵感なりあるんだろうというふうに思いますが、教育長はいかがでしょう。どういうふうなお考えをお持ちでしょうか、今回の女性登用。

○議長（高舘 英嗣君） 教育長。

○教育長（橋本 範憲君） 失礼いたします。今回、甲斐泰世さんに委員をお願いするにあたって、私はやはり、徳仁議員おっしゃるとおり、町長や総務課、またうちの教育委員次長をお願いしたのは、なんとか女性が委員、いないだろうかということから、まず始まりました。もちろん、いい方はたくさんいらっしゃるんですけども、やはり今この時代、女性の意見を大事にしていかなくちゃいけないし、現在、木下委員が1人だけだったんですけども、言いにくい面もあるかもしれないなというのはあったらいけないので、女性同士でというのもやはり考えました。

その中で、甲斐泰世さんは、私もよく存じ上げておるんですけども、学校とかで役員でいろいろ会いましたし、またスポーツ少年団等の指導でも一緒にやりましたし、また音楽関係でも子供たちと接することも多いですし、非常に適人であるし、また母親の立場としてもいろんな意見が聞けるなと思って、今回、教育委員としてお願いするにあたって、私としてもいい人が選ばれたらいいなというふうに感じました。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） この人事案件に対しては、非常に喜ばしいことであるというふう  
に思っております。

今回、橋本和夫氏が、全協によって聞きましたところ、4期勤めておったと、4期12年と長  
きにわたり教育委員をしていただいたということに対しても、非常に敬意を表したいというふう  
に思っております。

この選考にあたりまして、昔はある程度地区割とか、いろいろ広く見渡して、町内選考段階で  
決めておったようなこともお聞きしたことがあるんですが、今回はそのような選考の段階に至っ  
ては、どのような形で選考をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） ただいまの御質問ですが、橋本委員からは昨年の12月  
に、次期の任命につきましては辞退したいというお話がございまして、そこから町内、取りあえ  
ず町内全体で対象となりますというか、教育委員としてふさわしい方をいろいろ当たっていった  
わけですけど、その中で地区的なものというのも多少鑑みながら、また女性という立場等も踏  
まえながらですね、総合的に判断させていただいたところになります。

以上となります。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。他に質疑は。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） はい、あの今、質問ありましたように、橋本和夫氏が16年です  
かね。4期ということですから。ちょっと短いですね。これ、本町の教育委員で今まで最長の方  
って、ちなみに何年されたものか、なんか資料等があればお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 教育委員制度になってから全てというのは把握しており  
ませんが、私が持っている資料で、平成4年度以降については4期お勤めになられた方が数名い  
らっしゃいます。その方たちが最長であるというふうに、資料ではなっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して会議規則第81条の規定により、直ち  
に採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決

定しました。

この採決は起立によって行います。日程第12、同意第4号について、原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第4号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13、承認第10号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第13、承認第10号専決処分事項の承認について（専決第12号）（令和6年度日之影町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 承認第10号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和6年度日之影町一般会計補正予算（第2号）であります。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、900万円の追加。

以上、歳入補正を900万円の追加とし、歳入総額を58億1,885万5,000円といたします。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、国の予備費使用による新たに住民税非課税等世帯となる世帯への給付に係るもので、900万円の追加。

以上、歳出補正を900万円の追加とし、58億1,885万5,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ずっとこの物価高騰等については、手厚い支援を受けているわけですけれども、これは今までですよ、これを受けてきて、まだ事務处理的には残っている案件というのがあるのかどうなのか、そこら辺りは事務方ではどういうふうな、問題点等はあるのかないのか、併せてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問について、お答えをさせていただきます。

今回のこの専決処分事項の予算につきましては、新たに住民税非課税等となる世帯への給付ということで、対象世帯等につきましては、もう確認書等を送付しておりますが、ほぼ、あと2世帯ほどの確認書等が返ってきておりませんが、その世帯におきましては電話連絡済みということで、9月中には支給が全て完了すると見込んでいるところでございます。

今後、令和6年中にですね、定額減税等が満額受けられなかった方につきましても、補足の給付金という形で今後支給をしていくような形になりますが、かなり制度的に中身が難しいということで、町民福祉課のみならず税務課等と連携をしながらですね、今後対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高舘 英嗣君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高舘 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高舘 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第13、承認第10号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高舘 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第10号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第14、議案第41号

○議長（高舘 英嗣君） 次に、日程第14、議案第41号日之影町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第41号日之影町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は国の法改正により、健康保険の被保険者証の廃止が、令和6年12月2日から施行されることに伴い、日之影町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険の被保険者証が廃止されるため、条例の被保険者証

の返還に応じないものに対する過料の規定を一部改正するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 質問をさせていただきますが、過料の一部の改正ということですが、10万円ということであります。過去にこの本町で、こういう過料の対象になったという案件はあるのかないのかお尋ねをいたします。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの質問ですが、過料の罰則等につきましては、私のほうで聞いたりもしたんですが、今のところそこまでの事例はないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第14、議案第41号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第42号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第15、議案第42号日之影町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第42号日之影町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は日之影町コミュニティーバスの運行改正に伴い、条例の規定を整備するものであ

ります。

主な改正内容は、コミュニティーバスの使用料については、高校生以下を無料とし、予約型乗合交通の使用料については、中学生以下を無料として据え置くものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） この件につきましても、先般、全員協議会のほうでですね、担当課のほうからざっくりとした説明を聞いたところでありました。

この予約型乗合関係は、いわゆるタクシーということで、中学生は無料ということになるわけでありまして、事前予約が当然必要になるということでもありますので、この事前予約して、事前予約をする場合、子供さんの場合であれば、当然、複数の子供と連絡を取る可能性もないことはない。

この結論から言えば、使用目的が、例えば子供さんが対象になった場合、かなりこうなかなか難しい問題はないのかな、どこでどういう線引きを考えられているのかなということが、ちょっと気になっておりますが、その件について課長の見解をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えをいたします。

議員おっしゃいますように、中学生以下の使用というのは、なかなか想定されにくいのかなというのはありますけれども、予約型乗合交通は平日月曜日から金曜日という形で運行しております。想定される場合を考えたときにですね、夏休みとか、春休み期間中の、例えば役場の図書館を利用される場合に、親御さんが送ることができない、そういった場合に前日までの予約を入れれば、中学生以下は無料で利用できると、そういった長期休暇、学校の長期休暇中の図書館の御利用というのが想定されるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今、答弁ございました。長期休暇ということで、夏休み春休みを含むというふうなことでありましたが、当然、5月の連休あたりもですね、これはじゃあ何をもって長期なのかどうなのか分かりませんが、当然、視野に入れていくということも必要じゃないのかなということがまず第1点。

2点目には、例えば子供さんたちだけが利用する、例えば複数の子供で図書館を利用しようじゃないかと、勉強しようやと一緒に、それはいいことです、ですけれども、例えば複数予約を利

用される場合は、代表親御さんの連絡先なり、窓口をしっかりと持つというふうな、そこあたりも今後の一つ検討課題材料の中に入れて置く必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、さらに課長の見解をお尋ねいたします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） まず、5月の連休とかいう、そういった連休期間中の御利用という御質問がございましたが、現段階ではですね、そういった祝日とか旗日には運休と、運行しないということで予定をしております。

10月から本格運行というふうになりますけれども、本格運行したからそれがいつまでもその形で続くというふうには思っておりませんので、議員おっしゃいますように、逐一どのような利用形態がふさわしいのかということも、また考えていながら対策はとっていきたいなというふうには考えております。

もう一つ、複数の子供たちが利用される場合に、代表の親御さんの連絡という御発言もございましたが、まさにやはり親御さんの連絡先をしっかりと認識をしておかなければならないというのは分かっておりますので、そのあたりも今後また勉強して行って、研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第15、議案第42号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第16 議案第43号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第16、議案第43号日之影町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第43号日之影町過疎地域持続的発展計画の変更についての提案理由を説明いたします。

今回の変更は、令和3年9月に策定しました日之影町過疎地域持続的発展計画に1件の事業を追加するものであります。

「地域における情報化」の「過疎地域持続的発展特別事業」の中に、事業名として「デジタル技術活用」を新たに追加し、このうち、事業内容として「情報配信システム整備事業」を追加し、それに伴う日之影町過疎地域持続的発展計画書の本文の変更及び同事業の事業費を追加するものであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、質疑をさせていただきたいというふうに思いますが、今回の変更後につきましては、これは、1番、過疎地域持続促進の計画1番の中に、町内全域に整備された光ケーブルということで、ネットワークの利活用を推進ということでもありますけれども、さらには1、2、3、4、5とございますが、赤文字のほうは新たに追加になった部分、いわゆるスマートフォンの利用ということが1番の大きなメインのようでもありますけれども、結局、町内は全てケーブルネットワークでつながっておるわけでもありますけれども、これ12チャンネルの活用で、このスマートフォンはもちろん、スマートフォンが悪いとは言っているわけではありませんが、全てリサーチをされて、何人、何世帯のうちにスマートフォンを保有している人が何人いるかというリサーチは、されたのかどうかは存じ上げませんけれども、この一番間違いないのは12チャンネルが一番間違いないんじゃないかなと、これはほとんどテレビがあるわけでもありますし、12チャンネルは情報を取れるのに今一番いいツールでもありますけれども、これのもう少し有効活用ができるじゃないですか。やっぱりそれでも、合わせてスマートフォン必要ですけれども、もうちょっと12チャンネルのほうに主軸を置くことはできなかったわけですか。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

12チャンネルデータ放送でございますけれども、これにつきましては、自宅にいてテレビの画

面を見て情報収集ができるというところで、利便性の高いものでありますけども、特に若者とかを中心ですね、なかなか自宅にいないで、外に出ているとそういった外部、外出先でも情報収集ができる手段としまして、スマートフォンを活用したこういった情報配信システムプラットフォームの整備というところで考えました。

どこにいても情報収集が可能であるというところが一番のメリットかなというふうに考えています。

ただ、スマートフォンにつきましては、当然、通信環境が入るところでないと受信ができませんので、外出先でも防災無線で流れた情報が、それ以外の行政情報もそうですけれども、文字情報として入手できる、ときには音声情報としてもスマートフォンを活用して入手できるということです。データ放送は引き続き活用しながら、スマホの活用ということで、さらなるワンステージ上がったそういったサービスに着眼をして事業を進めるものでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 補足。地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 現在の12チャンネルデータ放送等、この情報配信プラットフォームにつきましては、双方向はできない形になっております。双方向というのは、今現在、防災無線を使って音声で聞けると思うんですけども、その情報がスマホの必要なアプリを無料でダウンロードすれば、専用アプリをダウンロードすれば、そちらでも見れるという形になります。

現在、日之影町がやっている公式LINE、こちらについても連携をすることによって、防災に関する情報、その他の情報がLINEでも得ることもできますし、町のホームページでも見ることはできます。

データ放送につきましては、これまでどおりのやり方でテキストを入力して、それから配信作業をするということにはなりません。

補足ですけど、以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 説明は今聞きましたが、結局、12チャンネルとのセッションは非常に厳しいということですね。このデジ交付金のやつは、今聞いた範囲で考えれば、なかなか今の12チャンネルを利用した様々な、例えば買物支援、あるいは乗合交通予約含めてですよ、それが本町の高齢化比率とか若年層の数とか、もう一覧表あるわけですから、主人口である高齢者の皆さんが自宅にいて、いろんな情報が入手できる、場合によっちゃ買物もできる、あと配送とか、配達も別としても、そういうのが外に出なくても家の中で分かるというシステム構築が、せっかくDXと推進というわけですから、そこら辺りがどうだったのかなということでした。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 現在の12チャンネルデータ放送につきましては、文字情報ということでありますけれども、デマンド交通だとか、買物支援、そういったものとの連携は今のところできませんが、また新たにそういったところをするようになると、別途またシステムの開発、連携作業というのが出てきますので、今回の情報配信システムについては、12チャンネルとの連携というのは全く別物となりますので、12チャンネルは12チャンネルを生かしつつ、さらに12チャンネルのそういった改修だとか、必要性が出てきたときに改修をして、買物支援だとかの連携ができるのかというのは、今から研究をしていかなければならない分野でございますので、そのような形で今後も幅広くちょっと検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 課長レベルのスキルがあれば、当然その先の予測はしたんだろうと思うんですよ。結局、新たなシステムが必要となるというふうに、今、答弁されましたが、じゃあ新たなシステムを見込んで、そういうシステムがあるのであれば、じゃあどれくらいそれが必要なのか、それに対してデジタル田園都市交付金ですか、デジ交付金が対象になるのかならないのか、あるいは緊防債が使えるのかどうなのかは、もう課長なら誰よりも詳しいと思いますが、将来やっぱりそこはセットにならんと意味がないと思うんですよ。

12は12、スマートはスマートフォン、やっぱりそれが全てがセットになって、自宅にいなから全てが、病院の予約から薬の予約まで、全てが一貫してできる社会というか、そういうのは私は必要だろうと思いますし、地域振興課の窓口としてもですね、所管課としてもやっぱりそれをやることで、過疎地であっても公共交通機関が不便であっても、違う意味での通信サービスは素晴らしいというのが、なんか課長ならできそうな気がずっとですよ。どげですか、そこらへん。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 既存のシステム、多々ありますけれども、それをなるべく1本化して情報を配信するというのが1番ベストなやり方だとは思っております。今後も、既存のデータ放送もどのような形で活かせるのかということもしっかりと研究してですね、住民にとって便利な情報配信を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 全協で、アプリケーションを想定されているということでお伺いしたところなんですけど、例えばこのアプリケーションは、今、隣の自治体でやられておられる延岡ポータルみたいなものになるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 延岡市のそのアプリをちょっと存じ上げておりませんので、お答えはちょっとできませんけども、アプリケーションはライフビジョンというアプリがございまして、そちらの無料でのダウンロード、スマホにダウンロードできるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 今、延岡の例を出しましたが、各自治体において、この情報配信のアプリケーション作られておるわけですけれども、いまいち普及が進まないという現状がありまして、サンプルまでに延岡市の方、他の市町村の方々に尋ねてみたところ、情報発信の量が多すぎて使いづらいということで、なるべくそのユニバーサルデザインと言いましょうか、例えば蛇口があって、水を出すにはひねったらすぐ出るみたいな感じで、誰が見ても使いやすくなるべくシンプルな仕組みにさせていただきたいと思っておるのですが、プロポーザルにあたって、選考基準にそのようなところはあったのかどうかお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 使いやすいアプリというのは、当然、前提条件であろうかなというふうに考えますが、プロポーザルの選考にあたってですね、重要視したのが、アプリケーションのそういったところもそうなんですけども、既存の防災無線との双方向連携が可能なのかどうかというところをやっぱり重要視をしております。既存の防災無線音声で流れますけれども、そちらが文字情報としてしっかりと流れて、また、このライフビジョンと連携をして流れて、文字でも音声でも、なおかつスマホを持っている人は、どこにいても入手できると、そういったところの連携ができるかできないかというところも重要視はしました。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第16、議案第43号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されま

した。

ここでお諮りしますが、1時間経過しておりますが、トイレ休憩はよろしいでしょうか。  
それでは、暫時休憩といたします。

開会を11時30分から再開いたします。それでは暫時休憩といたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、皆様おそろいですので、休憩前に引き続き再開いたします。

----- . ----- . -----

#### 日程第17. 議案第44号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第17、議案第44号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第44号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての提案理由を説明いたします。

令和2年に策定いたしました辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、大瀬辺地、小原辺地、見立・鹿川辺地、大菅辺地及び長谷川辺地の5辺地について、計画の変更を行うものであります。

大瀬辺地は、町道糸平横迫線改良舗装事業の追加、小原辺地は林道二子山西線舗装事業の追加、見立・鹿川辺地は町道下組岩戸線改良舗装事業の追加、大菅辺地は町道平清水下線改良舗装事業、町道小菅上鹿川線改良舗装事業の追加及び林道大菅線開設事業の事業費を増額、長谷川辺地は町道影待岩戸線1工区改良舗装事業の事業費を増額するものであります。

令和2年度から令和6年度までの辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財源上の特別措置法に関する法律第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第44号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については会期中に現地調査を行い、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は会期中に現地調査を行い、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

---

日程第18. 認定第1号

日程第19. 認定第2号

日程第20. 認定第3号

日程第21. 認定第4号

日程第22. 認定第5号

日程第23. 認定第6号

日程第24. 認定第7号

日程第25. 認定第8号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第18、認定第1号令和5年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第25、認定第8号令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算8議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。認定第1号から認定第8号までを一括議題とすることに決定しました。

令和5年度各会計決算8議案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 認定第1号から認定第8号、令和5年度各会計の決算認定についての提案理由を説明いたします前に、令和5年度の施策執行について、その概要を報告いたします。

令和5年度におきましても厳しい財政運営の中に、まちづくりの基本となります第5次日之影町長期総合計画及び第2期日之影町地域創生総合戦略などの相互連携を図りながら、住む喜びを実感し、笑顔あふれる光差すまち日之影の実現に向けまして、1、ウィズコロナの対応と地域活性化、2、未来を開く次世代育成と一人一人が主役のまちづくり、3、魅力と資源を生かした農林業、商工業、観光の振興、4、共に支え合い喜びを感じる健やかなまちづくり、5、住み続けたい安心便利なまちづくりの5つを重点施策に掲げ、職員一丸となりまして各種事業の推進とともに、令和4年、5年に発生しました災害につきましても早期復旧に向けまして全力で取り組んできたところでございます。

それでは、各重点項目別に申し上げます。

まず、1点目のウィズコロナの対応と地域活性化についてであります。

社会生活に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に5類感染症に区分され、行政が様々な要請に関与していく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。

コロナ禍におきましては、地域の祭りや敬老会などの行事が中止または縮小され、地域のコミュニティ機能が失われていくことが懸念されておりましたが、コミュニティの中心的役割を担っております公民館などへの支援を行い、地域の交流促進や活性化につなげてきたところでございます。

また、新型コロナの影響や物価高騰により落ち込んだ地域経済の早期回復を図るため、プレミアム商品券の発行をはじめ、物価高騰対策地域消費支援事業によります町民1人当たり1万円分の商品券交付など、商工会や各種団体などと連携を図りながら町内消費の喚起に努めてまいりました。

農林業への対策としましても、生産組織及び国、県などの関係機関と情報共有を図り、国の臨時交付金を活用しまして物価高騰対策事業を実施、安心して生産活動に取り組んでもらえるよう支援してまいりました。

次に、2点目の未来を開く次世代育成と一人一人が主役のまちづくりについてであります。

未来を開く次世代育成につきましては、日之影町子育て応援基金を活用しました不妊治療費の助成、ひのかげベビー応援金及び出産祝い金の支給、第3子以降の保育料の無償化など保育料の軽減、0歳から中学校修了までの医療費全額助成、中学校入学支援金、学校給食費の無償化などとともに、子ども・子育て支援交付金事業を活用しまして乳児家庭全戸訪問事業や延長保育事業を行うなど、妊産婦、育て家庭のニーズを把握し、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援を行ってまいりました。

さらに、安心して産み育てる環境の整備につきましては、出産・子育て応援交付金を活用しまして、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備とともに、妊産婦健診、産後ケア、任意予防接種の費用助成、子ども広場などの実施をはじめ、新たにSMS、ショートメッセージサービスを活用しました子育て支援情報の発信にも取り組みました。

また、子育て世代包括支援センターと子ども家庭相互支援拠点の機能を合わせた母子保健と児童福祉の一体的な支援を推進する子ども家庭センターの令和6年度の設置に向けて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を連携して行ってまいりました。

学校教育の推進につきましては、児童生徒一人一人が健やかな体、豊かな心、優れた知性を持ち合わせ、心身ともに調和のとれた児童生徒を育成するため、ひのかげ学びのスタイルに基づく授業の実践やキャリア教育などの充実に努めてきたところであります。

学習支援につきましては、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた取組や、学習活動をサポートする特別支援教育支援員や複式学級解消非常勤講師を配置するなど、個々に応じた対応を行ってきました。

また、小中学校では学習指導要領に基づき授業改善などを支援する学校支援訪問や、小中学校教職員合同による研修会など、教職員として求められる資質、能力の向上に努めるとともに、社会に開かれた教育課程の実現のため、全ての学校にコミュニティスクールを導入し、学校運営協議会での協議や学校評価の結果を学校経営の改善に生かしつつ、児童・生徒の望ましいキャリア形成を踏まえた地域とともにある開かれた学校づくりの推進とともに、地域学校共同本部と連携しました学校を核とした地域活動の活性化につなげてまいりました。

学習環境につきましては、タブレット端末や電子黒板などの機器及びデジタル教科書などの活用を授業ではもちろん、オンライン学習や家庭学習などにおいて積極的に推進するとともに、教職員のスキル向上への取組など、GIGAスクールの構想に基づく教育環境の実現に努めてまいりました。

学校施設、学習環境の整備につきましては、学校個別施設計画を基本に計画的な整備を進めておりますが、各学校施設の修繕とともに、要配慮生徒が在籍する中学校にエレベーターを設置するなど、バリアフリー化の取組を進めてまいりました。

登下校時の安全対策としましては、スクールバスの安全な運行や地域関連団体との連携を図りながら、通学路の安全確保に努めるとともに、放課後子ども教室の開設など、安全・安心に学べる環境の提供に努めてまいりました。

社会教育、生涯学習の振興につきましては、社会教育施設の充実とともに、心豊かで生きがいのある生涯学習社会の形成を目指し、生涯学習講座や女性学級等の開設、高齢者大学などとの連携した取組を推進してまいりました。

町立図書館の運営に当たりましては、図書館運営協議会を開催し、地域に根差したサービスを提供するとともに、ホームページなどを活用しました広報啓発活動に努めてきたところであります。

また、文化芸能活動につきましても西南戦争関連の企画展や文化・芸能団体への継続的な支援と合わせ、郷土文化及び文化財の保護意識の高揚に努めてまいりました。

スポーツの振興につきましては、ひのかげきらめきクラブや公民館連協との連携によります各種スポーツ大会の開催や体育施設の環境整備など、適切な管理運営に努めてきたところであります。

また、令和9年度に開催が決定しました第81回国民スポーツ大会の開催に向けまして町準備委員会を設置、先催県視察などを実施しながら情報収集に努めてきたところであります。

人材育成につきましては、中学生を対象にシンガポールへの交流派遣を計画しておりましたが、コロナ禍の影響により交流派遣は中止となりましたので、県内の外国人留学生との交流会に変更し、グローバルな視野に立った取組を進めてまいりました。

次に、3点目の魅力と資源を生かした農林業・商工業・観光の振興についてであります。

まず、農業の振興の担い手対策につきましては、就農初期の財政支援や関係機関、団体と連携した研修会による生産経済力の向上に努めてまいりました。

また、町内外への情報発信の充実を図り、新規就農者を呼び込むとともに、サポート体制づくりとしまして、株式会社ひのかげアグリファームを拠点としました農業技術習得のシステム構築を検討してまいりました。

農地の維持・保全対策につきましては、中山間地域等直接支払制度や棚田地域振興法に基づいた農業生産活動などへの支援とともに、農業委員会と連携しまして農地中間管理事業を活用した地域の中心となる担い手への農地集積を図り、農地の有効利用を進めたほか、共同利用機械の購入支援などによります集落営農を推進してまいりました。

株式会社ひのかげアグリファームにつきましては、地域おこし協力隊やワーキングホリデー事業などによります作業員の確保に努めるとともに、社員の資格取得や新たな機械の導入を行い、年々増加する受託作業への対応を行ってまいりました。

果樹・野菜・花卉の主要品目の生産につきましては、市場の動向を注視するとともに作業の省力化など、安心して生産活動が行える体制への支援、また地域おこし協力隊及び関係機関とタイアップした栽培技術の向上に努めてまいりました。

肉用牛の生産振興につきましては、宿舍などの条件整備や素牛導入への支援を実施するとともに、機械導入やICTの活用によります省力化を推進し、生産性向上によります経営の安定化を図ってまいりました。

農業基盤の整備につきましては、農地荒廃化の抑制や農業施設の維持管理などの軽減を図るため、用水路のふたかけやパイプ化並びに畦畔などの整備を行ってきたところであります。

林業の振興につきましては、森林環境譲与税及び企業版ふるさと納税などを活用しました人材育成、担い手の確保や森林整備への支援、有害鳥獣対策、林道整備などへの取組とともに、森林経営管理制度を活用した森林整備を進め、循環型林業の構築、本町林業の活性化に努めてまいりました。

また、シイタケの生産振興につきましては、種ごま、シイタケ原木購入への助成、さらには高品質なシイタケ生産のため、施設機械整備への支援による集約的環境の整備を進め、生産者の労働力及びコスト軽減を図ってまいりました。

有害鳥獣対策につきましては、電気牧柵器・ワイヤーメッシュ柵などの侵入防止資材の導入支

援を行い、農林産物への被害軽減に努めるとともに、捕獲活動の負担軽減対策や狩猟免許の新規取得者への支援、有害獣捕獲奨励金などの事業による個体数の適正化に努め、関係機関、猟友会、地域と連携した有害鳥獣対策を進めてまいりました。

商工業の振興につきましては、商工業者の持続的な経営安定や経営基盤強化を図るため、商工会事務局体制強化事業補助金のほか、長引く物価高騰対策としまして、町内事業者に対しエネルギー価格高騰対策支援事業給付金を給付して支援を行いました。

観光の振興につきましては、新型コロナが5類に移行したことによる地方観光の回復や、SNSを活用しました地域イベントなどを発信し、交流関係人口の獲得、観光産業の活性化に努めましたところ、道の駅青雲橋の年間売上げも過去最高を記録しており、入り込み客数の増加による観光振興への手応えを実感しているところでございます。

また、中央地区活性化事業につきましては、独身寮の解体撤去工事を実施し、役場跡地再整備につきましては、リニューアルに伴う基本設計及び実施設計を行いました。改修工事は今年4月に着工し、11月下旬の完成を予定しています。周辺の日之影温泉駅やTR列車の宿、日之影キャンプ村といった主要観光施設の利用促進と合わせ、中央地区の魅力発信と誘客に努めてまいります。

さらに、物産振興につきましては、首都圏でのホオズキ市や都市部での交流物産展を継続して開催し、本町の魅力を発信してきたところであります。

次に、4点目の共に支え合い喜びを感じる健やかなまちづくりについてであります。

地方創生を進めるためには、町民の行政への参画と協働はなくてはならないものであり、限られた財源の中で住民の多様な意見や思いを反映していきたいと考えております。

そうした中、令和6年度末をもって計画期間が終了します長期総合計画及び地域創生総合戦略の策定を令和5年度より2か年かけ進めているところでございます。昨年度は各地区に出向いての地域未来ミーティングを開催したほか、町民を対象としたまちづくりアンケート調査を実施いたしました。アンケートでは9割を超える回答をいただき、町民のまちづくりへの関心の高さをうかがえたところであります。

また、地球温暖化対策の取組としまして、地球温暖化対策実行計画を策定し、町民、事業者、行政が一丸となった脱炭素社会の実現に向けた取組を明確化いたしました。

健やかなまちづくりにつきましては、全ての町民が健康で元気に暮らせるよう、住民の健康に関しての知識や意識を高め、健康を維持するための各種がん検診、特定健診、ヤング健診などの受診を勧め、疾病の早期発見並びに生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組んでまいりました。

また、高齢者の健康保持、フレイル対策を効果的に実施していくため、高齢者の保健事業と介

護予防の一体的実施事業に継続して取り組み、地域での健康課題の分析・検討を行い、高齢者を対象とした生活習慣病重症化予防に係る保健事業にも取り組んでまいりました。

病院の医療サービスにつきましては、西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を踏まえまして、西臼杵郡の地域医療体制を維持していくために病床の機能転換を図り、地域のニーズに合った医療体制の確立を目指し、令和6年度の統合再編に向けた準備を行ったところであります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が自立して充実した生活を送るために、高齢者大学や高齢者教室、いきいきサロン、いきいき百歳体操を開催するとともに、高齢者クラブの活動支援、見守り活動や買い物支援事業など、高齢者が安心して暮らしていけるまちづくり推進のため、関係機関が連携を図り取り組んでまいりました。

また、高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画に基づきまして、地域包括支援センターをはじめ、高齢者福祉関連機関が連携し、介護保険制度の介護サービスと地域支援事業による介護予防、日常生活支援総合事業サービス、配食サービス、訪問サービス、まさのやなどのミニデイサービスや生活支援ハウスなど、介護福祉サービスの確保を図ってまいりました。

障がい者福祉につきましては、障がい者や障がい児が自立した日常生活、または社会生活を営むために必要な障がい福祉サービスなどが地域において計画的に提供できるよう、第6期日之影町障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に基づき、障がい者施策の推進を図ってまいりました。

次に、5点目の住み続けたい安全・便利なまちづくりについてであります。

近年の異常気象によります台風の大型化や激甚化する自然災害などの対策につきましては、防災情報システムなどを活用しました防災情報の発信とともに、火災や自然災害時に対して迅速な対応が取れるよう、高千穂警察署や西臼杵広域消防、地元消防団との連携を図り、安全・安心なまちづくりに努めてきたところであります。

また、日夜献身的な活動をいただいております消防団につきましても、消防車両や装備の計画的な整備・更新に努め、地域防災力の強化に取り組んでまいりました。

防犯活動につきましては、駐在所連絡協議会や各小学校の見守り隊、日之影地域安全少年隊などの防犯団体と連携しまして、犯罪のない明るいまちづくりを進めてまいりました。

町民の移動手段の確保は、本町のような中山間地域において、高齢者や通学者にとってはなくてはならないものでございます。

こうした中、令和5年度におきましては、10月よりすまいるバス八戸線及び予約型乗り合い交通の実証運行を行っておりまして、既存の路線バスへのスムーズな接続や、住民ニーズに即した公共交通の在り方について検討してきたところであります。現在も実証運行中でございますが、今年10月より本格運行へと移行する予定でございます。

また、行政や地域のデジタル化の推進につきましては、人口減少や少子高齢化など様々な課題を解決するため、昨年5月に日之影町DX推進本部を設置、分野ごとに課題の洗い出しや施策検討を行い、基本方針・施策を取りまとめたDX推進計画を策定いたしました。

人口減少対策及び移住、定住の推進につきましては、移住者や定住者に対する住宅の新築や既存住宅の改修、空き家の取得・改修などの支援を継続してきたところで、町営住宅につきましても八戸の工場跡地に新規住宅建設の計画を進め、用地買収を行ったところでございます。

また、都市部での相談会への参加や、移住定住支援コーディネーターによります移住相談の受付、移住者のフォローアップ、空き家案内、移住者交流会の開催など、ソフト面の取組も進めてきたところであります。人口減少、高齢化が大きな課題となっている水源の里地域におきましても、集落支援員や水源の里支援隊を配置しましたサポートを継続し、集落の維持、活性化に取り組んでまいりました。

道路網の整備につきましては、安心して暮らせる社会を実現するため、地域の人たちが求める最も基本的な社会資本であり、極めて重要であります。これまで国や関係機関との連携を図りながら、九州中央自動車道の事業促進運動に取り組んできた結果、令和6年度に平底～蔵田間の計画段階評価の調査に着手すると発表がありました。今後も全線早期完成を目指し、引き続き各期成会、沿線住民一丸となって取り組んでまいります。

また、県道につきましては、令和5年度に主要地方道日之影宇目線赤石工区の整備が完了しました。今後も県に対しまして、各期成同盟会とともに積極的に要望してまいりますし、町道につきましては社会資本整備総合交付金事業及び地方創生道整備推進交付金事業並びに道路メンテナンス事業などの国庫補助事業を活用した整備を進めてまいりました。

水道事業につきましては、簡易水道施設の機器設備の改修などを進めるとともに、地元管理の水道施設の整備に対し補助を行うなど、町民の重要な生活基盤である水道の安定した供給に努めてまいりました。

以上、令和5年度の施策執行につきまして申し上げますが、令和5年度予算の執行に当たっては、財政の健全化はもちろんのこと、常に情報収集に努め、国・県の動向を的確に把握し、事業の投資効果等も十分に勘案しながら、効率的な行財政の運営に努め、自立的で持続可能な日之影を創生することを目標に施策執行に努めてきたところであります。議員各位はもとより、町民の皆様の御理解と御協力により、住民サービスの維持向上に努めることができましたことに対し、心より厚くお礼を申し上げます、施策執行報告とさせていただきます。

それでは、認定第1号令和5年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影町一般会計予算は、当初予算67億1,000万円で、本町の活性化を目指

す5つの重点施策を柱としてスタートいたしました。その後、災害復旧事業や国の総合経済対策に伴う補正など、計10回の補正を行い、また令和4年度からの繰越し分10億2,407万9,000円を合わせ、予算規模は79億1,297万6,000円となりましたが、令和6年度へ繰越明許費として15億7,764万9,000円を繰り越しております。

決算は、歳入において前年度より13.4%増の67億454万5,473円、歳出において11.9%増の62億7,847万4,887円となり、歳入歳出差引額額は4億2,607万586円となりました。そして、3億6,863万8,000円を繰り越すべき財源として、実質収支額を5,743万2,586円とし、そのうち2,900万円を財政調整基金への積立金といたしました。

では、歳入の各項目について御説明いたします。

町税は、前年度より20.5%増の4億4,526万7,248円となり、歳入に占める割合は6.6%であります。

地方譲与税は、前年度より0.6%増の1億5,445万6,000円。

利子割交付金は16.0%減の4万2,000円。

配当割交付金は38.7%増の91万7,000円。

株式等譲渡所得割交付金は87.2%増の100万5,000円。

法人事業税交付金は8.3%減の459万7,000円。

地方消費税交付金は2.5%減の8,845万円。

環境性能割交付金は31.3%増の714万8,000円。

地方特例交付金は3.5%増の80万1,000円。

地方交付税は1.9%減の29億4,543万4,000円で、歳入の43.9%を占めております。

交通安全対策特別交付金は8.1%減の89万6,000円。

分担金及び負担金は老人福祉負担金、児童福祉負担金等で3.1%増の3,575万6,953円。

使用料及び手数料は、ケーブルネットワーク使用料、住宅使用料、戸籍手数料等で0.1%増の3,582万5,009円。

国庫支出金は災害復旧費国庫負担金、民生費国庫負担金、総務費国庫補助金等で103.8%増の12億4,391万4,918円。

県支出金は民生費県負担金、農林水産業費県補助金、災害復旧費県補助金等で17.6%増の7億1,932万4,228円となりました。

国県支出金の合計は前年度より60.7%増となり、歳入総額の29.3%を占めております。

財産収入は、財産貸付収入、利子及び配当金、財産売払収入で36.3%増の5,369万5,597円。

寄附金は15.5%減の1億741万8,000円。

繰入金はふるさと応援基金繰入金、子育て応援基金繰入金、土地開発基金繰入金等で30.7%増の1億4,978万9,747円。

繰越金は88.1%増の2億7,435万7,876円。

諸収入は受託事業収入、貸付金元利収入、雑入等で14.1%減の6,586万2,953円。

町債は過疎債、辺地債、緊急自然災害防止対策事業債、災害復旧事業債等で24.3%減の3億6,908万4,000円となりました。

歳入を性質別に見ますと、自主財源は町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入で11億6,797万3,383円となり、歳入総額の17.4%であります。依存財源は残る82.6%の55億3,657万2,090円であります。

次に、歳出について申し上げます。

まず、目的別に見ますと、議会費は議員報酬、議員活動費等で、前年度より5.7%増の5,028万802円。

総務費は総務管理費、徴税费、戸籍・住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費で5.0%減の10億3,876万2,569円。

民生費は社会福祉費、児童福祉費、災害救助費で2.3%減の8億7,290万7,398円。

衛生費は保健衛生費、清掃費、水道費で6.2%増の4億5,600万3,487円。

農林水産業費は農業費、林業費で10.4%減の6億8,122万6,480円。

商工費は2.5%減の1億5,708万2,728円。

土木費は土木管理費、道路橋梁費、住宅費、河川費で40.4%減の2億7,301万9,023円。

消防費は11.4%増の1億5,568万6,550円。

教育費は教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費で48.7%増の4億3,881万9,657円。

災害復旧費は農林水産施設災害復旧費、土木施設災害復旧費で155.3%増の12億5,160万9,810円。

公債費は3.0%増の6億7,183万1,911円。

諸支出金は基金費で20.6%増の2億3,124万4,470円であります。

歳出を性質別に見ますと、人件費は総額の12.2%で、前年度より8.5%減の7億6,366万8,000円。

物件費は総額の11.7%で、前年度より0.5%減の7億3,583万2,000円。

維持補修費は総額の1.5%で、前年度より5.2%減の9,627万1,000円。

扶助費は総額の5.5%で、前年度より10.1%減の3億4,306万4,000円。

補助費等は総額の18.2%で、前年度より17.7%増の11億4,010万8,000円。

普通建設事業費では補助事業費で前年度より39.1%増の3億7,856万7,000円。

単独事業で48.2%減の3億1,838万3,000円。

県営事業負担金で35.3%減の2,590万円となり、普通建設事業費全体では歳出総額の11.5%で、前年度より22.0%減の7億2,285万円となりました。

災害復旧事業費は総額の19.9%で、前年度より154.9%増の12億5,161万円。

公債費は総額の10.7%で、前年度より3.0%増の6億7,183万2,000円。

積立金は総額の3.7%で、前年度より20.6%増の2億3,124万3,000円。

投資及び出資金は総額の0.2%で、前年度より2.0%増の1,542万3,000円。

貸付金は前年度から皆増の36万円。

繰出金は総額の4.9%で前年度より1.1%減の3億621万4,000円となりました。

以上、決算の概要について申し上げます。

令和5年度は、災害復旧事業等の影響により大きな予算額の変動がありましたが、各種事業については、ほぼ計画どおり執行することができました。

なお、監査意見書による御指摘等につきましては、今後善処するように努力してまいります。

次に、認定第2号令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和5年度の診療状況につきましては、年間の入院患者数は1万3,566人、1日平均37.1人で、前年度と比較して1日平均8人の増であります。外来患者数は2万910人、1日平均85.7人で、前年度と比較して1日平均5.1人の減となっております。

それでは、令和5年度の病院事業会計決算状況について申し上げます。

まず収入から申し上げますと、医業収益は前年度より1.0%増の4億7,579万188円、医業外収益は前年度より7.4%増の2億2,885万8,072円、特別利益は皆増の2,899円、病院事業収益合計は前年度より3.0%増の7億465万1,149円であります。

支出につきましては、医業費用は前年度より5.8%増の6億8,544万2,859円、医業外費用は前年度より34.5%減の625万8,913円、特別損失は230.3%増の1,348万6,695円で、病院事業費用合計は前年度より5.8%増の7億518万8,467円であります。

次に、資本的収入では企業債の元金償還金に係る出資金が1,542万3,000円、企業債が

770万円、繰入金が496万1,000円で、計2,808万4,000円であります。

資本的支出は建設改良費1,819万7,560円、企業債償還金3,668万972円で、計5,487万8,532円であります。

なお、資本的収入額に対する資本的支出額の不足額2,679万4,532円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、損益計算書について申し上げます。

医業収益4億7,327万2,207円、医業費用6億7,497万5,623円で、医業損失は2億170万3,416円であります。また、医業外収益2億2,863万1,372円、医業外費用2,353万9,565円で、2億509万1,807円の利益となり、経常利益は338万8,391円であります。

なお、特別利益は2,889円、特別損失が1,348万6,695円で、当年度純損失は1,009万5,415円となります。

当年度純損失に前年度繰越利益剰余金7,589万8,240円を加えた当年度未処分利益剰余金は6,580万2,826円あります。

次に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部では、固定資産7億2,753万15円、流動資産4億2,711万5,586円で、資産合計は11億5,464万5,601円あります。

また、負債の部では、建設改良企業債等の固定負債2億6,801万1,886円、未払金等の流動負債9,408万9,744円、繰延収益9,570万1,876円で、負債合計は4億5,780万3,506円あります。

資本の部では、資本合計6億9,684万2,095円となり、負債資本合計は11億5,464万5,601円あります。

次に、認定第3号令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入総額6億6,046万6,242円、歳出総額6億5,433万5,047円で、差引き総額613万1,195円を翌年度に繰り越しました。

なお、令和6年3月末現在の被保険者数は891人で、前年度末に比べ57人の減であります。まず、歳入について申し上げます。

国民保険税は、調定額8,496万4,620円に対し、収入済み額は8,271万8,353円で、収納率は97.4%であります。

県支出金は、保険給付費等交付金と特定健診等負担金で5億1,802万2,075円。

財産収入は基金利子で3,882円。

繰入金は一般会計繰入金で5,094万6,041円。

繰越金は前年度繰越金で631万9,990円。

諸収入は預金利子、雑入、受託事業収入で245万5,901円であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は総務管理費、徴税费、運営協議会費で2,001万7,597円。

保険給付費は療養諸費、高額療養費等で4億7,787万2,696円。

国民健康保険事業納付金は医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で1億3,304万4,681円。

保険事業費は保険衛生普及費で1,237万5,855円。

積立金は基金積立金で400万3,882円。

諸支出金は償還金及び還付加算金と繰出金で702万で336円であります。

次に、議案第4号令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計の決算額は、歳入総額9,733万8,409円、歳出総額6,995万2,679円であり、歳入歳出差引き額は2,738万5,730円となり、全額を翌年度に繰り越しました。

まず、歳入から申し上げます。

分担金及び負担金の9万4,287円は新規加入負担金であります。

使用料及び手数料のうち、使用料の4,602万6,536円は、日之影地区簡易水道ほか7地区の水道使用料であり、手数料の2万7,500円は、古園地区ほか2地区の飲料水供給施設の水質検査手数料であります。

財産収入の42円は基金利子。

繰入金の1,649万8,115円は一般会計からの繰入金。

繰越金の1,787万4,344円は前年度からの繰越金であります。

諸収入は預金利子が85円、雑入が1万7,500円であり、町債の1,680万円は公営企業会計移行業務に伴う簡易水道事業債であります。

次に、歳出について申し上げます。

衛生費の5,932万9,040円は、職員2名分の人件費を含む維持修繕費であり、公債費の1,062万3,639円は、日之影地区簡易水道施設ほか2地区の長期債借入償還金であります。

次に、認定第5号令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計の決算額は、歳入総額1,448万5,864円、歳出総額1,444万4,193円で、差引き総額4万1,671円を翌年度に繰り越しました。

まず歳入から申し上げます。

寄附金は、1件の1万円。

繰入金は一般会計繰入金が357万6,000円、基金繰入金が607万9,000円で、繰越金の4万4,665円は前年度からの繰越金であります。

財産収入の195円は基金利子で、諸収入の477万6,004円は大学生等26名、高校生7名分の償還金477万6,000円と、預金利息4円であります。

次に、歳出について申し上げます。

令和5年度に貸付いたしました奨学資金は、継続、新規合わせまして大学生等が23名で1,162万円、高校生が9名で282万円、口座振替手数料の3,998円と合わせまして、合計1,444万3,998円であります。

積立金は195円で、歳出合計1,444万4,193円であります。

次に、認定第6号和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額2,322万4,698円、歳出総額1,421万2,015円で、歳入歳出差引残額は903万2,683円となり、全額を翌年度に繰り越しました。

まず歳入から申し上げます。

使用料の401万2,916円は、町営住宅、日之影中学校等を含む一般住宅の下水道使用料であり、繰入金の1,021万7,000円は一般会計からの繰入金、繰越金の21万4,778円は前年度からの繰越金であります。

諸収入の4円は預金利子であり、町債の880万円は公営企業会計移行業務に伴う農業集落排水事業債であります。

次に、歳出について申し上げます。

事業費の431万4,822円は、電気料等の光熱水費及び修繕料、処理場管理委託料が主なものであり、公債費の989万7,193円は集落排水施設の長期債借入償還金等であります。

次に、認定第7号令和5年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影町介護保険特別会計保険事業勘定の決算額は、歳入総額6億9,958万600円、歳出総額6億8,173万3,700円で、差引き1,784万6,900円を翌年度へ繰り越しました。

また、サービス事業勘定の決算額は歳入総額25万917円、歳出総額24万9,098円で、差引き1,819円を翌年度に繰り越しました。

なお、令和6年度3月末現在の第1号被保険者数は1,693人で、前年度末より19人減、認定者数は246人で、前年度末に比べ9人の増であります。

まず、保険事業勘定の歳入から申し上げます。

介護保険料は調定額1億212万3,225円に対し、収入済み額は1億149万1,980円、収納率は99.4%でありました。

国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金等で1億8,624万5,476円。

支払基金交付金は介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で1億6,847万4,000円。

県支出金は介護給付費県負担金、地域支援事業交付金等で1億72万6,088円。

財産運用収入は基金利子で1,404円。

繰入金は一般会計からの介護給付費、地域支援事業費及び事務費繰入金等で1億1,515万9,923円。

繰越金は2,744万7,569円。

諸収入は預金利子、地域支援事業利用料等で3万4,165円であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、総務管理費、徴収費及び介護認定審査会費で2,758万8,995円。

保険給付費は介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払い手数料、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費及び特定入所者介護サービス等費で、歳出全体の約85.5%を占め、5億8,307万1,850円。

地域支援事業費は、介護予防生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費等で3,296万1,843円。

基金積立金は、介護給付費負担金の余剰金等で1,074万5,404円。

諸支出金は、前年度介護給付費等精算による償還金等で2,736万5,613円であります。

次に、サービス事業勘定の歳入について申し上げます。

サービス収入は、予防プラン作成料で24万9,600円、繰越金は1,317円であります。

サービス事業勘定の歳出につきまして、サービス事業費は、予防プラン作成に必要な通信運搬経費等で15万2,098円、諸支出金は、保険事業勘定への繰出金で9万7,000円であります。

次に、認定第8号令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

の提案理由を説明いたします。

令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額5,692万8,444円、歳出総額5,687万629円で、差引き総額5万7,815円を翌年度に繰り越しました。

なお、令和6年3月末現在の被保険者数は951人で、前年度末に比べ2人の減であります。まず、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料の収入総額は3,415万400円で、収納率は100%であります。

繰入金は、一般会計繰入金で2,270万7,429円。

諸収入は保険料還付金と預金利子で1万342円。

繰越金は6万273円であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費が8,205円。

後期高齢者医療広域連合納付金が5,685万2,124円。

諸支出金が1万300円であります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。ただいま提案されました令和5年度各会計決算8議案については、休会中の議案熟読をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第8号までの令和5年度各会計決算8議案については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

---

日程第26. 議案第45号

日程第27. 議案第46号

日程第28. 議案第47号

日程第29. 議案第48号

日程第30. 議案第49号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第26、議案第45号令和6年度日之影町一般会計補正予算（第3号）から日程第30、議案第49号令和6年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算5議案を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第45号令和6年度日之影町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、過年発生災害復旧事業、物価高騰対応重点支援事業等に係る補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

地方特例交付金は、個人住民税 減収補填特例交付金で52万8,000円の追加。

地方交付税は、普通交付税で6,300万円の追加。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等で7,516万9,000円の追加。

県支出金は、災害復旧費県補助金等で7,859万2,000円の追加。

寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附金で1,437万円の追加。

繰越金は、前年度繰越金で1,343万2,000円の追加。

諸収入は、国庫負担金精算金等で623万7,000円の追加。

町債は、災害復旧債等で1,158万2,000円の減額。

以上、歳入補正を2億3,974万6,000円の追加とし、歳入総額を60億5,860万円1,000円といたします。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、定額減税補足給付金等で5,339万円の追加。

民生費は、介護保険特別会計繰出金等で321万6,000円の追加。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料等で1,042万6,000円の追加。

農林水産業費は、畜産農家緊急支援事業補助金等で3,144万5,000円の追加。

商工費は、会計年度任用職員報酬等で648万3,000円の追加。

土木費は、住宅団地整備工事請負費等で3,781万5,000円の追加。

消防費は、消防団出勤報酬等で764万6,000円の追加。

教育費は、文化財保存管理業務委託料等で276万3,000円の追加。

災害復旧費は、土木災害復旧費等で8,690万円の追加。

予備費は、33万8,000円の減額。

以上、歳出補正を2億3,974万6,000円の追加とし、歳出総額を60億5,860万円1,000円といたします。

次に、第2表地方債補正につきましては、借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第46号令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、国民健康保険税額及び繰越金の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税を743万7,000円減額、繰入金を151万3,000円、繰越金を613万円、諸収入を204万9,000円それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を20万2,000円、諸支出金を205万3,000円それぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,873万9,000円とするものであります。

次に、議案第47号令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、過年度の低所得者保険料軽減繰入金の精算及び令和5年度の繰越金の確定に伴う補正が主なもので、保険事業勘定のみ補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

繰入金を97万円、繰越金を1,781万2,000円それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

諸支出金を1,782万円、予備費を96万2,000円それぞれ追加して、歳入歳出予算の総額を6億8,852万3,000円とするものであります。

次に、議案第48号令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、保険料負担金と繰越金の確定に伴う補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料を98万3,000円追加し、繰越金を3,000円減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金を101万1,000円追加し、予備費を3万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6,503万9,000円とするものであります。

次に、議案第49号令和6年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人件費の補正であります。

収益的収入では、営業外収益の他会計補助金を60万円追加し、収益的支出では営業費用の総務費を60万円追加、歳入歳出予算の総額を1億1,070万8,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1,076万3,000円を1,136万3,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算5議案については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。議案第45号から議案第49号までの5議案については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

---

### 日程第31. 発議第4号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第31、発議第4号日之影町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について、説明をお願いいたします。提出者、小川輝久君。

[議員登壇]

○議員（3番 小川 輝久君） それでは、日之影町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明を行います。

今回の改正は、一般質問の方法についてであります。これまでは質問回数を3回以内とする一括質問、一括答弁方式により行ってまいりましたが、質問と答弁の正確度を高めるため、質問回数を制限しない一問一答方式に改めるものであります。

以上、地方自治法第112条及び日之影町議会会議規則第14条第2項の規定により提案をいたします。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

[議員降壇]

○議長（高館 英嗣君） ただいま趣旨説明が終わりました。

本案については、全員協議会で全会一致で御理解いただいているものと思います。質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） それでは、本案件について採決いたします。本案について、これより採決します。

日程第31、発議第4号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（高館 英嗣君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。  
本日は散会いたします。

午後0時24分散会

---